

週休2日工事(試行)に関するQ&A

Q1) 試行対象工事を受注し、週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A1 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q2) 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A2 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることとしています。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q3) 振替日はいつでもよいか。

A3 振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日(国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。)に設定してください。

Q4) 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

A4 降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日(国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。)に設定してください。

Q5) 現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

A5 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q6) 夏期休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A6 夏季休暇として8月13日～15日の3日間、年末年始休暇として12月29日～1月3日までの6日間を想定していますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。なお、夏季休暇及び年末年始休暇は、週休2日に含まれないため注意をお願いします。

Q7) 週休2日の対象期間はどのようにするのか。

A7 工事着手日から工事完成日までの期間とします。なお、工事着手日とは、工事目的物の施工に係る作業(工事看板設置、測量・墨出し作業等を除く)に着手する日、工事完成日とは、工事目的物の施工に係る作業(工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く)が完了した日のことです。

工場製作のみを実施している期間は含みません。

Q8) 休日の確認はどのように行うのか。

A8 「休日等取得計画・実績表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに工事履行報告書に併せて発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類(工事日誌、出勤簿等)を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Q9) 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A9 現在の工期設定においては、雨天、土・日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇等を見込み設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約約款第22条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q10) 週休2日 を確保できた場合、設計変更の対象となるのか。

A10 試行工事では、対象期間において週休2日を確保できた場合、設計変更の対象とします。

~~【労務費】1.05~~———~~【機械経費(賃料)】1.04~~

~~【共通仮設費】1.04~~——~~【現場管理費】1.06~~

※赤書き R03.8.31訂正

Q11) どのような場合に工事成績評定で評価するのか。

A11 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を確保(達成率100%)できた場合に工事成績評定で評価します。なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率(%) = 「休日実績の累計日数」 / 「土日の累計日数」 × 100

※休日実績は、休日として取得した土日の日数とする。(発注者が認めた振替日を含む。)

Q12) 工事成績評定で評価するのか。

A12 対象期間において週休2日を確保できた場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価します。

Q13) 試行対象工事を受注し、週休2日工事を実施したが、週休2日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A13 週休2日を確保できなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q14) 受注者が休日に行う夜間洗管作業はどのように扱うのか？

A14 休日の深夜から行う夜間洗管については対象外作業とします。

Q15) 土・日曜の苦情対応は休みにカウントされないのか？

A15 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q16) 対象期間中の現場パトロールはどのように扱うのか？

A16 道路占用工事に伴う現場パトロールは、道路占用許可条件であるため対象外作業とします。

Q17) 日をまたぐ夜間工事は何日としてカウントするのか？

A18 一連作業で1日とカウントしてください。

例)土曜日の21時から日曜日の3時までの夜間作業を行い、日曜日は3時以降の作業を行っていない。

→土曜日は作業日、日曜日は休日とする。

Q18) アスファルト殻や残土を仮置き場から中間処理施設へ土・日曜日に運んだ場合は？

A18 対象期間中については作業日となります。対象期間の考え方は、現場での工事目的物の施工に係る作業開始から終了までとなります。現場における施工作业終了後(工事完成日以降)の産廃等運搬については、対象期間外の作業となります。

Q19) 準備工・片付け期間中の事務的作業は対象期間外でよいのか？

A19 対象期間外として下さい。

Q20) 祝日や休暇と土日が重なる場合はどのように扱うのか？

A20 土・日曜として取り扱って下さい。

Q21) 当該工事現場外での緊急修繕工事を行った場合、休日とカウントしてもよいか？

A21 休日とカウントしてください。

Q22) 休日を振り替える場合の協議に打合せ簿は必要か？

A22 打合せ簿は必要ありませんが、工事日報へ監督員と協議した旨を記載して下さい。